

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		2	6,816
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		46,173	4,384,261,855
債 務 控 除 額		1,323	39,181,079
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		26,467	490,039,109
課 税 価 格		3,966	19,212,430
		実 46,296	3,952,616,254
相 続 税 額	算 出 税 額	45,741	751,142,194
	2 割 加 算 額	5,475	10,527,178
	計	実 45,742	761,669,372
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	1,602	1,536,085
	配 偶 者	6,843	168,821,798
	未 成 年 者	349	114,510
	障 害 者	921	1,272,935
	相 次 相 続	2,086	10,144,134
	外 国 税 額	17	59,093
	計	実 11,141	181,948,556
差 引 税 額	実 40,485	579,720,816	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	404	2,548,932	
小 計	40,422	577,171,886	
農 地 等 納 税 猶 予 額	454	29,167,494	
株 式 等 納 税 猶 予 額	20	1,317,201	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 40,285	547,198,921
	還 付 税 額	実 175	511,762
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	16,147	1,290,660,000	

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 18 年分	40,825	3,793,122,022	820,815,129	229,451,519	35,599	564,487,061	87	250,600	13,646
平成 19 年分	43,327	3,963,235,151	838,043,402	215,231,132	37,952	594,594,734	147	381,184	14,515
平成 20 年分	44,726	4,134,639,396	875,332,910	237,213,798	39,152	602,702,742	118	330,266	15,237
平成 21 年分	42,009	3,735,030,130	751,623,269	187,417,245	36,714	534,344,103	147	382,286	14,485
平成 22 年分	46,296	3,952,616,254	761,669,372	181,948,556	40,285	547,198,921	175	511,762	16,147

(注) 1 この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
千葉東	573	41,792,852	492	5,218,761	213
千葉南	364	25,652,702	313	2,547,712	128
千葉西	618	41,371,369	527	4,252,244	213
銚子	123	9,741,165	107	1,083,834	47
市川	834	60,601,904	729	6,668,121	292
船橋	590	45,252,008	500	4,905,743	202
館山	72	5,887,040	64	542,576	32
木更津	167	9,500,282	148	983,438	59
松戸	921	79,530,022	814	9,879,210	304
佐原	35	2,422,694	31	214,495	13
茂原	152	10,456,165	128	954,232	56
成田	479	29,959,990	416	2,396,903	170
東金	113	5,665,958	93	235,673	41
柏	786	52,843,208	664	4,868,440	265
千葉県計	5,827	420,677,359	5,026	44,751,380	2,035
麴町	122	17,981,933	106	3,315,077	40
神田	192	15,434,661	174	2,047,772	61
日本橋	96	8,556,643	88	1,451,572	35
京橋	151	17,727,530	134	4,183,629	61
芝	355	23,490,465	325	2,218,925	120
麻布	413	45,763,121	364	7,561,121	140
品川	366	27,135,283	320	3,691,189	136
四谷	393	32,713,604	346	4,154,229	141
新宿	512	39,858,148	454	6,078,076	179
小石川	420	27,876,544	366	2,876,153	138
本郷	460	30,519,903	396	4,148,714	157
東京上野	214	15,700,959	189	2,089,363	75
浅草	295	20,836,980	263	3,210,495	97
本所	242	16,381,108	218	2,051,369	83
向島	173	8,361,203	151	529,033	55
江東西	288	18,518,772	256	1,726,272	99
江東東	196	13,030,963	167	1,191,321	69
荏原	313	17,994,642	274	1,526,199	108
目黒	858	73,763,141	747	11,144,807	309
大森	496	34,910,499	427	3,649,753	177
雪谷	499	66,285,087	416	11,504,808	183
蒲田	383	31,655,676	341	4,862,466	137
世田谷	979	92,947,003	841	14,241,892	356
北沢	1,010	90,646,969	887	15,203,720	362
玉川	858	82,758,112	764	14,223,053	308
渋谷	839	78,970,288	748	12,211,914	302
中野	742	61,846,426	652	8,143,278	271
杉並	982	78,672,725	857	11,616,962	344
荻窪	833	67,944,230	731	8,486,809	303
豊島	572	51,486,420	490	9,819,793	217
王子	543	46,045,096	483	8,094,244	194
荒川	255	16,592,025	224	1,739,804	90
板橋	781	70,808,104	664	11,254,319	274
練馬東	776	76,476,112	670	10,867,689	272
練馬西	718	79,035,662	626	13,523,481	249

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
足立	477	50,007,063	419	8,170,379	161
西新井	396	46,768,737	345	9,249,172	131
葛飾	628	61,868,864	552	10,383,403	215
江戸川北	593	52,653,249	505	7,802,715	210
江戸川南	190	18,732,879	172	2,953,608	72
都区内計	19,609	1,728,756,829	17,152	263,198,576	6,931
八王子	794	64,972,391	698	10,245,164	258
立川	1,107	116,152,090	956	15,634,521	370
武蔵野	1,328	151,440,726	1,130	26,109,799	455
青梅	787	56,562,143	665	6,382,736	259
武蔵府中	975	101,816,030	829	15,869,840	354
町田	694	57,282,782	622	8,186,801	216
日野	585	56,584,117	511	7,844,026	199
東村山	1,082	118,576,524	934	16,659,036	366
多摩地区計	7,352	723,386,803	6,345	106,931,923	2,477
東京都計	26,961	2,452,143,632	23,497	370,130,495	9,408
鶴見	328	30,841,630	278	4,542,999	120
横浜中	350	22,740,385	319	2,566,446	131
保土ヶ谷	667	58,453,216	586	8,029,388	240
横浜南	847	62,601,658	731	7,250,022	322
神奈川	906	93,241,119	799	16,063,472	313
戸塚	671	47,591,263	578	5,259,622	219
緑	1,030	101,990,030	900	14,027,308	332
川崎南	403	32,244,214	349	3,969,304	149
川崎北	738	75,711,028	630	10,451,641	277
川崎西	529	45,516,856	451	5,400,315	205
横須賀	471	29,700,979	423	2,820,216	174
平塚	1,012	65,120,546	887	5,526,140	320
鎌倉	767	53,343,697	673	5,850,521	275
藤沢	1,303	110,984,184	1,154	15,312,634	434
小田原	819	53,921,717	714	5,244,360	271
相模原	755	60,928,206	666	7,388,004	255
厚木	475	30,761,713	419	3,104,163	151
大和	681	56,266,076	590	5,928,316	232
神奈川県計	12,752	1,031,958,517	11,147	128,734,867	4,420
甲府	432	29,681,920	363	2,572,167	168
山梨	123	7,131,112	98	375,501	49
大月	177	9,597,940	135	582,437	59
鵜沢	24	1,425,774	19	52,074	8
山梨県計	756	47,836,746	615	3,582,179	284
総計	46,296	3,952,616,254	40,285	547,198,921	16,147

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 46,295	千円 3,954,437,058	人 40,306	千円 547,913,624	人 16,147
	修正申告による増差額	922	8,325,059	1,480	3,077,431	656
	更正による増差額	1	2,576	2	271	2
	更正等による減差額	446 △	10,148,439	678 △	3,792,406	274
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 46,296	3,952,616,254	実 40,285	547,198,921	実 16,147
過年分	申 告 額	712	37,349,906	634	5,100,817	341
	修正申告による増差額	5,364	88,978,502	7,646	21,818,010	3,052
	更正による増差額	79	10,609,562	126	5,144,645	50
	更正等による減差額	2,589 △	44,180,661	3,398 △	15,048,019	1,392
	決 定 額	11	141,565	11	11,087	5
	計	実 8,610	92,898,874	実 11,527	17,026,540	実 4,142
合 計	申 告 額	47,007	3,991,786,964	40,940	553,014,441	16,488
	修正申告による増差額	6,286	97,303,561	9,126	24,895,441	3,708
	更正による増差額	80	10,612,138	128	5,144,917	52
	更正等による減差額	3,035 △	54,329,100	4,076 △	18,840,424	1,666
	決 定 額	11	141,565	11	11,087	5
	計	実 54,906	4,045,515,128	実 51,812	564,225,461	実 20,289

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	247	33,629	133	44,567	17	11,949
過 年 分	5,594	2,199,648	577	432,046	311	1,503,144
合 計	5,841	2,233,277	710	476,612	328	1,515,093

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	3,863	323,018,690	7,289,918	1,178,752	5,020,666	8,487
1 億円超	7,047	976,252,960	10,879,625	4,366,189	45,909,229	21,400
2 "	2,235	538,637,160	4,885,384	2,633,692	50,699,327	7,556
3 "	1,495	573,495,925	4,796,350	3,227,449	85,378,189	5,221
5 "	613	361,306,913	2,022,864	2,053,069	66,843,617	2,236
7 "	409	339,889,050	3,954,859	1,907,215	73,363,014	1,519
10 "	382	516,188,249	3,507,214	2,704,315	122,364,496	1,480
20 "	65	155,083,575	1,376,621	423,810	42,774,400	270
30 "	31	115,585,544	38,007	418,578	37,207,284	130
50 "	4	24,361,929	205,834	14,360	5,949,364	21
70 "	2	17,024,898	-	75,444	5,840,958	7
100 "	1	13,592,165	-	-	6,563,082	4
合計	16,147	3,954,437,058	38,956,676	19,002,873	547,913,624	48,331

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	93	836	1,445	1,195	294	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	31	656	1,760	2,458	1,378	479	160	68	31	10	8	8
2 "	9	139	463	754	507	207	68	39	16	6	10	17
3 "	4	92	261	512	355	152	54	30	13	6	7	9
5 "	-	30	98	194	161	71	30	14	5	3	3	4
7 "	-	18	56	121	113	62	23	11	2	1	-	2
10 "	-	16	41	103	126	56	25	6	1	4	1	3
20 "	-	-	5	17	20	12	9	1	1	-	-	-
30 "	-	-	2	10	7	7	2	3	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-
70 "	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	137	1,787	4,132	5,364	2,964	1,047	372	173	69	30	29	43

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	1,103	19,322,982
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	2,739	288,738,638
	宅地（借地権を含む。）	14,927	1,708,515,105
	山林	2,582	33,618,372
	その他の土地	3,274	192,501,168
	計	実 15,117	2,242,696,264
家屋、構築物		14,423	234,994,801
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1,724	4,477,135
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	194	558,011
	売掛金	437	2,410,008
	その他の財産	1,008	10,880,047
	計	実 2,505	18,325,201
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	2,828	118,361,107
	同上以外の株式及び出資	10,115	181,386,783
	公債及び社債	3,886	79,014,217
	投資・貸付信託受益証券	5,967	124,156,728
	計	実 12,572	502,918,835
現金、預貯金等		16,031	994,047,288
家庭用財産		10,859	5,116,379
その他の財産	生命保険金等	3,956	116,512,577
	退職金及び功労金等	1,066	45,091,503
	立木	252	243,671
	その他	13,528	227,761,517
	計	実 14,019	389,609,267
合計		実 16,093	4,387,708,035
相続時精算課税適用財産価額		962	38,956,676
債務		14,336	445,328,659
葬式費用		15,738	45,901,866
計		実 15,943	491,230,525
差引純資産価額		実 16,101	3,935,434,185
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		2,132	19,002,873
課税価額		実 16,147	3,954,437,058

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。